平成２５年（フ）第６０８０号
富山県射水市北野1459番地１、開始決定時大阪市浪速区下寺３丁目19番７―610号
破産者　ユーティリティレップこと　藤田　伸朗
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８５号
大阪市東住吉区北田辺５丁目２番12号
破産者　本田　　孝
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９３８号
大阪府吹田市岸部南３丁目30番１―301号
破産者　小野原賢二
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４８４号
大阪府豊中市東泉丘１丁目５番１―305号
破産者　大西　和也
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５１７号
大阪府吹田市中の島町４番47号
破産者　松本こと　諸　　桃子
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５２０号
大阪市城東区蒲生４丁目１番３号
破産者　吉田　健二
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５７５号
大阪府箕面市桜ケ丘１丁目５番16号
破産者　荒木　浩之
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４１号
大阪府藤井寺市道明寺４丁目10番66号
破産者　辻川　温裕
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３号
岡山県真庭市中41番地
破産者　藤井　浩雅
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第３９１号
広島市安佐南区沼田町大字伴8003番地４
破産者　江川ワカ子
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３４号
広島県東広島市安芸津町小松原486番地
破産者　山本　早紀
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０６号
広島市佐伯区湯来町大字下2901番地
破産者　河口　令子
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２７５号
徳島県板野郡松茂町広島字南川向66番地３
破産者　鈴木　正之
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７５号
北九州市小倉北区東篠崎１丁目15番13―503号
破産者　カフェ・バーポメグラネイトこと　岡田　幸月
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第８８号
北九州市門司区原町別院３番15―503号
破産者　能方　千草
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１７６号
北九州市戸畑区東大谷１丁目12番26号
破産者　立木　正明
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２５号
岩手県一関市関が丘110番地　県営アパート２―32
破産者　酒井清之助
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第６号
宮城県登米市東和町錦織字芝山123番地
破産者　三浦　光彦
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２６年（フ）第３号
秋田県由利本荘市岩城内道川字水呑場28番地133
破産者　堀井　巧美
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部